

所管部課	健幸いきいき部 保険年金課		部長	川口 莊一	
件名	東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>都において令和5年度の国民健康保険事業費納付金額等が算定された。この納付金の支払いには、国民健康保険税を充てることとされており、財政健全化計画に基づき、必要となる令和5年度国民健康保険税の税率等の改定案を作成した。本改定案を、東大和市国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申を受けたことを踏まえて、条例の一部を改正する。</p>					
(1) 主な改正内容					
税率等の改定 (単位：%、円)					
区分		改定後	改定前		
基礎課税額	所得割	7.42	7.07		
	被保険者均等割	37,200	35,400		
後期高齢者支援金等課税額	所得割	2.52	2.35		
	被保険者均等割	12,300	11,500		
介護納付金課税額	所得割	2.45	2.30		
	被保険者均等割	14,100	13,600		
<p>※令和5年度税制改正の大綱に基づく関連法令の改正により、法定課税限度額が改定された際は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額20万円を22万円に改定する。またこの場合において、中間所得者層の負担軽減を図るため、後期高齢者支援金等課税額の所得割を2.52%から2.50%に改定する。</p>					
(2) 施行日					
令和5年4月1日					
(3) 影響及び効果					
国民健康保険の財政健全化が達成され、国民健康保険制度の安定的な運営が図られる。					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
令和5年1月17日 市長から国民健康保険運営協議会へ諮問					
令和5年1月20日 市議会全員協議会で税率等の改定(案)について説明					
令和5年1月31日 国民健康保険運営協議会から市長へ答申					
文書課審査済み					
3. 留意事項 (問題点等)					
令和5年度税制改正の大綱に基づく地方税法施行令の一部を改正する政令が、第1回定例会閉会後に公布される見込みのため、定例会閉会直後に、専決処分により条例の一部を改正する旨の市長コメントを行う予定。					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
令和5年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。